

青森県規則第九号

青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条の四第一項中「運転免許証（）」を「運転免許証等（）」に、「運転免許証をいう。以下この項において同じ」を「運転免許証等をいう」に改め、同項第七号中「運転免許証」を「第十三条の二第一項に規定する運転免許証又は道路交通法（昭和三十一年法律第五号）第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録」に改め、「、交付年月日」を削る。

第十三条の二第一項中「（昭和三十五年法律第五号）」を削り、「及び第五項において「運転免許証」を「において「運転免許証」という。」又は当該者の同法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カード（第五項において「運転免許証等」に改め、同項第三号中「運転免許証」の下に「又は道路交通法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録」を加え、「、交付年月日」を削り、同条第五項中「運転免許証」を「運転免許証等」に改める。

附 則

この規則は、令和七年三月二十四日から施行する。